

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7—1317

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号、教職員給与条例第12条第2項第1号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第1号（以下「給与条例第11条第2項第1号等」という。）に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p>	<p>第8条 給与条例第11条第2項第1号、教職員給与条例第12条第2項第1号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第1号（以下「給与条例第11条第2項第1号等」という。）に規定する運賃等相当額（<u>次項及び第8条の3第1項第2号</u>において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p>
<p>第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）若しくは第23条第1項又は静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第3条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（次項において「給与条例第11条第3項等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。</p>	<p>第8条の2 給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項（静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）第15条第1項（同条例第21条において準用する場合を含む。）若しくは第23条第2項、<u>静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）第3条第2項又は静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）第5条の2第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（次項において「給与条例第11条第3項等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、1か月当たりの平均通勤所要回数が10</p>

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 給与条例第11条第2項第4号、教職員給与条例第12条第2項第4号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第4号(以下この条において「給与条例第11条第2項第4号等」という。)に規定する給与条例第11条第1項第3号、教職員給与条例第12条第1項第3号及び警察職員給与条例第11条の2第1項第3号(以下この条において「給与条例第11条第1項第3号等」という。)に掲げる職員の区分及びこれに対応する給与条例第11条第2項第4号等に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (i) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員(給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に掲げる職員を除く。) 給与条例第11条第2項第1号等並びに給与条例第11条第2項第2号、教職員給与条例第12条第2項第2号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第2号(以下「給与条例第11条第2項第2号等」という。)に定める額 (給与条例第11条第2項第1号等に規定する1か月当たりの運賃等相当額 (以下「1か月当たりの

回に満たない職員とする。

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 給与条例第11条第2項第4号、教職員給与条例第12条第2項第4号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第4号(以下この条において「給与条例第11条第2項第4号等」という。)に規定する給与条例第11条第1項第3号、教職員給与条例第12条第1項第3号及び警察職員給与条例第11条の2第1項第3号(以下この条において「給与条例第11条第1項第3号等」という。)に掲げる職員の区分及びこれに対応する給与条例第11条第2項第4号等に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (i) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員(給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に掲げる職員を除く。) 給与条例第11条第2項第1号等並びに給与条例第11条第2項第2号、教職員給与条例第12条第2項第2号及び警察職員給与条例第11条の2第2項第2号(以下「給与条例第11条第2項第2号等」という。)に定める額

運賃等相当額という。)及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が給与条例第11条第2項第2号等に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 給与条例第11条第2項第1号等に定める額

(3) (略)

2 次の各号に掲げる職員に係る通勤手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第11条第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 給与条例第11条第2項第5号に定める額又は同項第6号に定める額のいずれか高い額

- (2) 教職員給与条例第12条第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 教職員給与条例第11条第2項第5号に定める額又は同項第6号に定める額のいずれか高い額

- (3) 警察職員給与条例第11条の2第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に定める額又は同項第6号に定める額のいずれか高い額

(支給日等)

第11条 (略)

2・3 (略)

- (2) 給与条例第11条第1項第3号等に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が給与条例第11条第2項第2号等に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 給与条例第11条第2項第1号等に定める額

(3) (略)

2 次の各号に掲げる職員に係る通勤手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 給与条例第11条第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 給与条例第11条第2項第5号に定める額

- (2) 教職員給与条例第12条第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 教職員給与条例第11条第2項第5号に定める額

- (3) 警察職員給与条例第11条の2第2項第5号の職員に該当し、かつ、同項第6号の職員に該当する職員 警察職員給与条例第11条の2第2項第5号に定める額

(支給日等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして給与条例第11条第2項第1号等に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1か月当たりの運賃等相当額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第11条第2項第1号等及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が給与条例第11条第2項第5号、教職員給与条例第12条第2項第5号及び警察

4 給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1項第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第11条第2項第2号に定める額（第8条の3第1項第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び1か月当たりの駐車料金相当額（給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される場合においては、同号に定める額の合計額（最も長い支給単位期間の支給日と当該手当の支給日が一致しない場合を除く。）の合計額（第11条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第11条第4項等の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

職員給与条例第11条の2第2項第5号（以下「給与条例第11条第2項第5号等」という。）に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- (4) 職員が給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額が3,000円を超えるときにおける駐車場等に係る当該通勤手当 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額が80,000円以下の場合、両区間駐車場等利用者で住居側区間及び勤務公署側区間の区間ごとの駐車料金相当額の2分の1の額が3,000円を超えていない場合又は最も長い支給単位期間の支給日と当該手当の支給日が一致しない場合を除く。）

(返納の事由及び額等)

第11条の2（略）

- 2 給与条例第11条第5項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第1項第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第2号等に定める額の合計額とし、給与条例第11条第2項第5号等に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第11条第2項第

(返納の事由及び額等)

第11条の2（略）

- 2 給与条例第11条第5項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

2号等に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額とする。以下この項において同じ。)が80,000円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が80,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ア イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる額の合計額

(7) 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（この号及び次号において「払戻金相当額」という。）

(4) 職員が給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される

イ 使用している定期券に通用期間が6か月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が80,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合
80,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 前条第4項第1号、第2号又は第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 80,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合

場合において、1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額が3,000円を超えるときにおける駐車場等に係る当該通勤手当にあつては、3,000円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）（最も長い支給単位期間の支給日と当該手当の支給日が一致しない場合を除く。）

イ 使用している定期券に通用期間が6か月を超えるものがある場合 次に掲げる額の合計額

(7) 人事委員会の定める額

(4) ア(4)に定める額

(2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第4項に掲げる通勤手当を支給されている場合（イに掲げる場合を除く。）

次に掲げる額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ（略）

(3) 前条第4項第4号に掲げる通勤手当を支給されている場合 3,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3（略）

（手当額を変更すべき事実が生ずるに至った場合等）

第11条の5 給与条例第11条の3第2項等に規定する「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、給与条例第11条第2項第1号等に規定する1か月当たり

(7) 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

(イ) 次に掲げる額の合計額

a 前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額

b 1か月当たりの駐車料金相当額（給与条例第11条第2項第6号等に定める額の通勤手当を支給される場合は、同号に定める額の合計額（最も長い支給単位期間の支給日と当該手当の支給日が一致しない場合を除く。))に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

c 人事委員会の定める額

イ（略）

3（略）

（手当額を変更すべき事実が生ずるに至った場合等）

第11条の5 給与条例第11条の3第2項等に規定する「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、給与条例第11条第2項第1号等に規定する運賃等相当額

の運賃等相当額が改定されることとなつた場合等をいう。

2 (略)

3 第11条第4項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る交通機関等に係る運賃等の額が改定されたときは、当該各号に定める期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係る給与条例第11条の3第2項等の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

をその支給単位期間の月数で除して得た額が改定されることとなつた場合等をいう。

2 (略)

3 第11条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)に当該通勤手当に係る交通機関等に係る運賃等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係る給与条例第11条の3第2項等の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1 (第4条関係)

通勤手当認定簿

職員番号				所 属				事 実 発 生 年 月 日		年 月 日			
氏 名				所 属				提 出 年 月 日		年 月 日			
				所 属				受 理 年 月 日		年 月 日			
順路	交通機関等の名称	定期券、回数券等の別	運賃等の額の算出基礎 (1か月当たりの額の比較)		運賃等相当額		1か月当たりの 運賃等相当額	交通機関等 の認定期間	支給月 (支給月の□に印を付す。) (毎月の場合は省略可)		備考		
			回数券等	定期券	回数券等	定期券			年 月 日	年 月 日			
交通機関等利用者	改正	交通機関(1)			円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
					円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
	改正	交通機関(2)			円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
					円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
	改正	交通機関(3)			円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
					円	円 (か月)	円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12			
1か月当たりの運賃等相当額の合計額(A)							円	年 月 日	改正	円	年 月 日	改正	円
自動車等の額(B)	順路	交通用具の別	距離	額の算出		円	年 月 日	※駐車料金相当額	額の算出		年 月 日		
			() km			円	年 月 日		改正	1か月当たりの駐車料金相当額	円	年 月 日	改正
駐車料金相当額(給与条例第11条第2項第6号等)	区分	1か月当たりの駐車料金相当額(契約金額÷契約月数) (C)	認定額 (C) × 1/2 限度額各 3,000 円	支給期間(該当月に○)	支給期間の根拠(「以下・超」の該当に○)	認定期間	支給月(支給月の□に印を付す。)			備考			
	住居側区間(D)	円	円	1・3・6 か月 (年 月までは1か月毎支給)	<C> × 1/2 の額が 3,000 円以下・超	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12					
	勤務公署側区間(E)	円	円	1・3・6 か月 (年 月までは1か月毎支給)	<C> × 1/2 の額が 3,000 円以下・超	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12					
1か月当たりの通勤手当算出基礎額((A)1か月当たりの運賃等相当額の合計額、(B)自動車等の額及び駐車料金相当額の認定額(住居側区間(D)及び勤務公署側区間(E)の合計額)の合計額)						円	改正	円	改正	円			
1か月当たりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円を超えるとき				□150,000 円 × [か月] =		円	年 月 日	年 月 日	□1 □2 □3 □4 □5 □6 □7 □8 □9 □10 □11 □12				

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	決 裁 欄	備考
支給額 毎月 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(決裁 年 月 日)	
年月日改正 毎月 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(決裁 年 月 日)	
年月日改正 毎月 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(決裁 年 月 日)	

	返納事由 規則第11条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象 交通機関等	規則第11条の2 第2項の月数	払戻金相当額(規則第11条の2 第2項の額)の算出基礎	払戻金相当額(規則 第11条の2第2項 の額)	駐車料金(規則第 11条の2第2項 の額)	決 裁 欄	備考 (返納事由等)
1	○第1号 ○第2号 ○第3号 ○第4号	年 月		月		円	円	(決裁 年 月 日)	
2	○第1号 ○第2号 ○第3号 ○第4号	年 月		月		円	円	(決裁 年 月 日)	
3	○第1号 ○第2号 ○第3号 ○第4号	年 月		月		円	円	(決裁 年 月 日)	

支給該当区分等

通勤形態				区分	通勤用具使用距離	
支	交通機関等利用者			○	<p>記入上の注意</p> <p>1 各欄中□印又は○印のあるものについては、該当する箇所に印を付するものとする。</p> <p>2 「順路」欄は通勤届における順路欄の数字を記入する。</p> <p>3 運賃等の額に改定があつた場合における「交通機関等の認定期間」の「年月」までは、改定があつた月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。</p> <p>4 「自動車等の額」の「距離」欄の()には、育児又は介護のため、自動車等を使用して最短経路を超えて通勤している場合の最短経路の長さを記入するものとする。</p> <p>5 「※駐車料金相当額」欄は、給与条例第11条第2項第3号等及び給与条例第11条第2項第5号等に該当する場合に記入するものとする。</p> <p>6 「返納事由」欄における規則第11条の2第1項各号は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 第1号 退職、死亡又は給与条例第11条第1項等の職員たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(2) 第2号 通勤経路若しくは通勤方法の変更又は運賃等の額の変更により通勤手当の額が改定される場合</p> <p>(3) 第3号 月の中途において休職にされ、組合専従許可を受け、大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等又は公益法人等に派遣され、育児休業をし、又は停職にされた場合で、これらの期間が2以上の月にわたるとき</p> <p>(4) 第4号 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたつて通勤しないこととなる場合</p> <p>7 「支給該当区分等」欄の記入にあつては、給与条例第11条第1項第3号等に規定する職員(いわゆる併用者)で、規則第8条の3第2号に該当する者は、区分「交通機関等利用者」に含めるものとし、同条第3号に該当する者は、区分「交通用具使用者」の「自転車」又は「原動機付の自動車等」に含めるものとする。</p> <p>8 「規則第11条の2第2項の月数」欄は、1か月当たりの通勤手当算出基礎額の合計額が150,000円を超えていた場合に記入する。</p> <p>9 「通勤所要回数(回)」には、定年前再任用短時間勤務職員等の1か月当たりの平均通勤所要回数を記入するものとする。</p> <p>10 「駐車場等の利用」欄は、給与条例第11条第2項第3号等、給与条例第11条第2項第5号等又は給与条例第11条第2項第6号等に該当する場合に記入するものとする。</p>	
	交通用具使用者	自転車		○		○ 片道5km未満
		〔通勤所要回数〕 (回)	原動機付の 自動車等	2輪		○
	4輪			○		○ 片道10km以上 20km未満
給	交通機関等と交通用具の併用者			○	○ 片道20km以上	
	〔通勤所要回数〕 (回)	併用用具が 原動機付の 自動車等	2輪	○	○ 駐車場等の利用	
4輪			○			
非 支 給				○	○ 駐車場等利用	

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に施行日の属する月前の月から開始し、かつ、施行日の属する月以後の月をもって終わる職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）第11条第6項、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第12条第6項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）第11条の2第6項に規定する支給単位期間（当該支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらの支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）（以下「特定支給単位期間」という。）に係る通勤手当の支給を受けている職員で、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例9号）（以下「改正給与条例」という。）第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第11条、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例10号）（以下「改正教職員給与条例」という。）の規定による改正前の教職員給与条例（以下「改正前の教職員給与条例」という。）第12条及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例11号）（以下「改正警察職員給与条例」という。）の規定による改正前の警察職員給与条例（以下「改正前の警察職員給与条例」という。）第11条の2（以下「改正前の給与条例第11条等」という。）の規定により算出されるその者の当該特定支給単位期間に係る通勤手当の額（当該特定支給単位期間において支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらの支給単位期間に係る通勤手当の合計額）（以下「特定通勤手当の額」という。）が改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条、改正教職員給与条例の規定による改正後の教職員給与条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）第12条及び改正警察職員給与条例の規定による改正後の警察職員給与条例（以下「改正後の警察職員給与条例」という。）第11条の2（以下「改正後の給与条例第11条等」という。）の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額に達しないこととなる職員には、改正前の給与条例第11条等の規定により算出される特定通勤手当の額と改正後の給与条例第11条等の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額との差額を特定支給単位期間の月数で除して得た額に、特定支給単位期間の月数のうち施行日の属する月以後の月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。
- 3 前項の額は、施行日の属する月の給料の支給日に通勤手当として支給する。ただし、給料の支給日に支給することができない特殊な事情があるときは、その日後に支給することができる。
- 4 前2項の規定に係る通勤手当は、職員が任命権者を異にして異動した場合、施行日に職員が所属する任命権者において支給する。
- 5 第2項の規定の適用を受ける職員については、第11条第4項及び第11条の3第1項第1号の規定は適用しない。この場合において、当該職員の特定支給単位期間のうち施行日の属する月から最後の月までの期間については、新たな支給単位期間として取り扱うものとする。
- 6 この規則の施行の際現に改正前の通勤手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の別表により

作成されている認定簿は、改正後の通勤手当に関する規則の別表により作成された認定簿とみなす。

- 7 この規則の施行の際、改正前の規則の規定及び別表により作成した用紙等は、当分の間使用できるものとする。